

小平市議会定例会 一般質問通告書

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 高齢者虐待の防止に向けて

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な内容を項目別に記入してください)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(「高齢者虐待防止法」という)が2005年11月に議員立法で可決、成立し、翌年4月から施行されました。その内容は高齢者を虐待(身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・経済的虐待・性的虐待)などから、保護することを目的として、高齢者の介護に携わる家族の義務、社会福祉施設等で高齢者介護に従事する専門職(ヘルパー、看護師など)の義務、各自治体の義務を定めています。各自治体の役割は、市民から虐待の通報あるいは疑いが濃厚な通報がもたらされた場合、助言・相談・支援などにより、高齢者を虐待から守ることが明記されています。この法に基づき、市としてどのように、虐待防止・早期発見に向けての取り組みを実施し、適切な対応や擁護をしていくのか伺います。

1. 本人や家族、援助者や事業者の気づきによる相談・通報の窓口は地域包括支援センターにあります。
 - ① 他にも相談窓口があるのか、その周知はどのように行っていますか
 - ② 2013年(平成25年)2014年(平成26年)の相談件数及び支援の流れ、支援内容について伺います。
 - ③ ケース検討はどこでどのようなメンバー構成等で行い、虐待防止のネットワークをつくっていますか。
2. 高齢者や養護者などに虐待が疑われるサインがみられる場合には、できる限り本人や介護者が早期にSOSを出せるよう支援していくことが重要です。そのための取り組みについて行っていること、今後行っていくことがあれば伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則題57条第2項により通告します。

2015年(平成27年)6月1日 小平市議会議員 氏名 平野ひろみ

受付番号【 22 】 - (2 / 2)

整理番号(通しNo.) …… ()